

# 第1章

# 市川市文化振興ビジョンの 改定にあたって



いちかわかるた（詳細は p. 69 へ）  
「市川のなし おいしくって 言うことなし」



# 第1章 市川市文化振興ビジョンの改定にあたって

## 1. 市川市文化振興ビジョン改定の背景と目的

文化芸術を創造し享受することは人々の感性を育み、感動や生きる喜びをもたらし、人生を豊かにします。文化芸術を通じた他者との融和は相互に尊重し合う人間性を育て、多様性を受け入れる社会の形成につながります。歴史の中で守り伝えられてきた地域を形づくる文化資源は、そこに生きる人々の心のよりどころとして大切に受け継がれていく必要があります。国においては平成 29（2017）年度にそれまでの「文化芸術振興基本法」が改正され、新たに「文化芸術基本法」が施行されました。「文化芸術基本法」では、文化芸術に関する自主的な活動を促進することを基本とし、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かな国民生活と活力ある社会の実現に貢献することを目的としています。この改正により、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野も含めた施策を推進するとともに、行政機関・文化芸術団体・民間事業者・学校・地域等のこれまで以上の連携・協働により、文化芸術に関する施策が更に推進されていくことが期待されています。

市川市は江戸川の流れと貴重な斜面林、閑静な住宅地に点在するクロマツなど、水と緑が織りなす自然環境の中で、古くから文化と芸術の土壌が育まれてきました。縄文時代の貝塚が点在し、7世紀後半には国府が置かれ、真間の入江の情景が万葉集に詠まれるなど、地方都市の中心として栄えてきました。江戸時代には製塩業が盛んになり、庶民の成田詣により江戸川の水運や成田街道が栄え、多くの人が行き交いました。文化と芸術の豊かな土壌を持つ市川市は、戦前より首都圏有数の郊外住宅地として発展したこともあり、北原白秋、幸田露伴、永井荷風、東山魁夷など多くの文化人が拠点を構え創作活動を展開する場所となりました。こうした歴史文化は市のアイデンティティそのものであるとともに、未来を形づくるために次世代へと継承していく必要があります。

市川市は平成 15（2003）年に策定された「市川市文化振興ビジョン」のもと「彩り豊かな文化と芸術を育む文化都市の実現」に向け、令和 7（2025）年度を目標年次として各種施策・事業を進めてきました。策定から 20 年以上が過ぎ、少子高齢化、国際化、AI をはじめとするデジタル技術の急速な進展・普及が進むなど、社会状況が大きく変化するとともに、気候変動など地球規模で環境も大きく変化しており、時代に即した文化行政を進めるための新たな中長期的な指針を提案することが必要となっています。このような状況を踏まえ、より現状に即した内容に改定し新たに策定するのが「第 2 次市川市文化振興ビジョン」です。

## 2. 文化芸術を取り巻く現状と課題

---

文化芸術を取り巻く社会情勢の変化として、文化芸術に触れ、自ら取り組む場や機会の不足や少子高齢化等による文化芸術の担い手不足が課題となっています。一方で平成 23（2011）年の東日本大震災や令和 2（2020）年の新型コロナウイルス感染症の拡大など、さまざまな未曾有の困難と不安の中で、文化芸術は人々に安らぎや希望を与え地域コミュニティの再生に寄与する、必要不可欠なものとしてその価値が再認識されました。また、文化芸術は、環境保全やカーボンニュートラル、循環型社会といった地球規模の課題に対する意識を高め、人々の行動変容を促す重要な役割も持っています。文化芸術の鑑賞・表現手段においてはオンラインの活用が一層進んだことにより、かつては特定の層に支持される限定的な「サブカルチャー」であったものが社会全体へと広がり、今後もその流れが加速していくものと見込まれます。また、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは緊要な課題となっています。文化芸術施策に関わる国の動向について、主なものを次に挙げます。

### ① 「文化芸術基本法」の改正（平成 29（2017）年改正）

それまでの「文化芸術振興基本法」の一部が改正され、文化芸術の振興にとどまらず観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することとされました。

### ② 文化芸術推進基本計画（第 2 期）－価値創造と社会・経済の活性化－

（令和 5（2023）年 3 月策定）

「文化芸術基本法」の規定に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定されました。第 2 期基本計画は、国の文化芸術を取り巻く状況の変化や第 1 期基本計画期間の成果と課題を踏まえ、今後 5 年間（令和 5（2023）～9（2027）年度）において推進する 4 つの目標を中長期目標として基本的に踏襲した上で、7 つの重点取組、16 の施策群、これらの施策の着実かつ円滑な実施に必要な取組を示しています。

### ③ 障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第 2 期）

（令和 5（2023）年 3 月策定）

「文化芸術基本法及び障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する」とことと「文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮や社会参加の促進を図る」ことを目的に今後 5 年間（令和 5（2023）～9（2027）年度）に

において推進する3つの基本理念と2つの基本計画、11の基本的施策について定めています。

#### ④ 「博物館法」の改正（令和4（2022）年4月改正）

近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等の見直しに関して改正されました。これにより「博物館法」の目的として「社会教育法」に加え「文化芸術基本法」の精神に基づくことを決めました。また博物館の事業に博物館資料のデジタルアーカイブ化、他の博物館等との連携、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他活動を図り、地域の活力向上に取り組むことを努力義務とすることなどが定められました。

#### ⑤ 「文化財保護法」の一部改正（令和3（2021）年4月改正）

社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を新設し、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図るとともに、地方公共団体による文化財の登録制度や文部科学大臣への文化財の登録の提案等について定めるものです。

### 3. 市川市文化振興ビジョンの振り返り

---

「市川市文化振興ビジョン（第1次）」は、幅広い視野から市民の文化活動を支援するとともに、「文化都市」にふさわしいまちづくりを計画的かつ体系的に進めていくために、平成12（2000）年度策定の「市川市総合計画」を上位計画として策定されました。「市川市総合計画」と同じ令和7（2025）年度を目標年次とし、まちづくりの基本目標のひとつ「彩り豊かな文化と芸術を育むまち」を実現する中長期プランとして位置づけられました。「市川市文化振興ビジョン（第1次）」では、①文化振興の基本的な考え方と目標、②文化振興の基本方針と基本方策、③文化振興の推進体制の整備、④リーディングプログラムにおいて、市民と事業者と市が協働で取り組む文化振興の目標や基本方針について明らかにしています。

①文化振興の基本的な考え方と目標においてめざすと定めた「文化都市」の実現については引き続き継承しつつ、②文化振興の基本方針と基本方策、④リーディングプログラムについて振り返りを行い、「第2次市川市文化振興ビジョン」につなげます。なお「第2次市川市文化振興ビジョン」では、基本方針と基本方策について本章で振り返りを行ったうえで改定し、具体的な事業と③文化振興の推進体制の整備については令和8（2026）年度以降策定する5年単位の実施計画において定めるものとします。「市川市文化振興ビジョン」の改定にあたっては、庁内連絡会議、市民アンケート、文化芸術活動団体向けに実施したアンケート、市川市文化芸術事業検討懇話会での有識者によるご意見、またパブリックコメントの結果を反映させています。

## 【基本方針1】地域を彩る文化資源の保全・活用

### ① 文化財等の保存・継承・活用

史跡の公有化率は、令和6(2024)年度末時点で、史跡曾谷貝塚79.8%、史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡70.1%となり、平成15(2003)年度末時点の史跡曾谷貝塚47.2%、史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡14.5%から大きく向上しています。

一方で、史跡について詳しく知ることができる施設の設置を含めた、保存と活用の両面からの整備が必要です。また、その他の文化財等の保存・継承に関する課題としては、増加傾向にある発掘調査に対応するため、必要な体制構築を行い、適正な埋蔵文化財の保全を図ることや未指定の文化財の状況把握などが挙げられます。

また、活用における課題としては、新規指定文化財等への案内板の設置や、観光など他分野との連携による地域資源の活用なども必要です。

### ② 自然環境の保全・活用・再生

自然環境講座や水産業振興を目的としたイベントの開催、真間川水系の水生生物の調査、環境活動推進員による啓発活動の支援や出前授業を行ってきました。

また、平成26(2014)年度に「生物多様性いちかわ戦略」を策定し、地域の自然の保全を図るだけでなく、自然を軸とした様々な「つながり」の形成を目指し、市民、事業者、教育・研究機関などとの協働により、生物多様性に関する取り組みを進めてきました。

### ③ 身近な地域の文化資源の発掘・再評価・活用

平成22(2010)年度に国登録有形文化財として登録された旧浅子神輿店店舗兼主屋を平成30(2018)年度に市川市行徳ふれあい伝承館としてオープンしました。令和6(2024)年度には市川市指定無形民俗文化財として「行徳の神輿文化と祭礼」を指定しました。街を歩きながら地域文化を知り、その魅力を再発見すること等を目的に開始した「街回遊展」は、平成11(1999)年～28(2016)年に全19回行い、ミニ回遊展を3回実施しました。市内全域での開催を達成し、事業は終了しましたが、「回遊展 in 八幡」は地域の有志の方々に引き継がれています。

本市ゆかりの文化人や芸術家を広く紹介するための「市川の文化人展」や「市川市収蔵作品展」を定期的に開催しています。平成28(2016)年度には、市川市八幡市民会館(全日警ホール)に中山忠彦メモリアルギャラリーを開設し、市が収蔵する美術作品等を常設で展示しています。

令和3(2021)年度に「いichかわデジタルミュージアム」を開設し、作品公開を開始しました。デジタルミュージアムは、時間や場所の制約なくアクセスが可能であり、今後は、市の文化芸術情報を発信する重要な媒体となるため、掲載内容や機能の充実を図れるように体制を整えていくことが課

題です。また、令和4(2022)年度の「博物館法」改正に伴い博物館登録制度が見直されるなかで、これからの博物館運営に必要な資料のデジタルアーカイブ化に取り組むことが推進されました。

## 【基本方針2】文化活動の拠点と回遊ルートの整備

### ① 既存施設、寄贈民家等を活用した拠点整備

市川市東山魁夷記念館、市川市芳澤ガーデンギャラリー、市川市木内ギャラリー、市川市郭沫若記念館、水木洋子邸、清華園、市川市行徳ふれあい伝承館といった寄贈民家等を活用した文化活動の拠点整備や、市川市文学ミュージアム、市川市八幡市民会館(全日警ホール)、市川駅前ミュージアムといった文化施設の整備、市川市文化会館と市川市行徳公会堂(行徳文化ホール I&I)の改修工事などを進めてきました。これらの文化活動の拠点となる施設の活用として、指定管理者である公益財団法人市川市文化振興財団(以下「文化振興財団」という。)では市川市文化会館や市川市芳澤ガーデンギャラリー等の文化施設において年間約40件の自主事業、約50件の共催事業を開催しています。また、市立市川考古博物館、市立市川歴史博物館、市立市川自然博物館ではボランティアによる体験学習や講座、小学校への出張授業などを実施してきましたが、ボランティアなど活動の担い手の高齢化・後継者不足が課題です。

### ② 民間施設、各種公共施設を活用した文化活動の場の確保

市内全域で実施した「街回遊展」では、街歩きを通じた地域文化や街の魅力の再発見につなげる機会を18年間にわたり創出してきました。その後、令和2(2020)年度には、アートを身近に感じられるまちづくりの推進のため文化施策活性化事業として街なかでの作品展示等を展開し、民間施設や商店街における空き店舗の活用を図りました。また、公共施設については公式 Web サイトで公開し、だれでも閲覧できる環境を整えています。また、市民や民間事業者等が管理するギャラリーや文化活動の拠点となる場についてはデータベース化には至っていません。

### ③ 文化活動の拠点を結ぶ回遊ルートの整備

文化活動の拠点を結ぶ回遊ルートの整備については、さまざまな文化資源を巡るルートを示した「文化の街かど回遊マップ」を作成し、市川・真間地区、中山地区、国分・国府台地区、行徳・妙典地区、八幡地区の5地域について紹介しました。しかし市民アンケートでは、マップの認知度は34%にとどまったため、内容の充実やデジタル化、認知度向上のための取り組みが必要です。また、まち歩きの促進のため歩道上等のサインや説明板を多く整備しましたが、古いものは設置から20年以上が経過しており、修繕を要するものを複数か所確認しています。マップに加え、これらの路上案内板のあり方も見直し、時代に即した手法による効果的な回遊促進の仕組みを構築することが、今後の

検討課題となります。

#### ④ 歩いて回れる総合的な交通計画の推進

従来のレンタサイクル事業を廃止し、民間事業者との協定によるシェアサイクル事業を令和 4（2022）年度より新たに開始しました。文化施設では、市川市八幡市民会館（全日警ホール）、市川市文化会館、市川市行徳公会堂（行徳文化ホール I&I）、市川市東山魁夷記念館、市川市芳澤ガーデンギャラリー、清華園、市川市生涯学習センター（メディアパーク市川）がシェアサイクルステーションとなっており、文化活動拠点への交通手段のひとつとなっています。こうした事業は、平成 16（2004）年 3 月に策定された「市川市総合交通計画」に基づき推進しています。同計画は、自動車、バス、タクシー、鉄道、自転車、歩行者など各交通機関に関わる施設の整備や高齢者・障がい者における交通サービスの提供等、ハード・ソフトが一体となった総合的な交通体系を構築し、「市民が健康で良好な環境の基に生活を営むことを可能にする交通環境」を確保するための長期計画として位置付けられています。

### 【基本方針 3】豊かな心を育む文化活動の支援

#### ① 学校と地域の連携による子どもの文化活動の推進

学校の部活動においてより専門的な指導を受けられるよう地域人材の派遣をしています。また、本市が持つ有形無形の地域資源の魅力について楽しみながら学べる「いちかわかるた」を制作し、市内小学 3 年生に配付しています。また令和 5（2023）年度の千葉県誕生 150 周年記念事業において学生が制作した映像作品を発表した他、市川駅前ミュージアムで高校生の作品展示を実施しました。今後、学校と地域の連携をさらに強化していく必要があります。

#### ② 障がい者、子育て家庭等に対する文化活動プログラムの充実

障がい者文化講座の実施や公民館主催の親子向け講座を実施しました。またアーティスト・イン・レジデンス参加アーティストによる福祉型障がい児入所施設、幼稚園、特別支援学級等でのワークショップを実施したほか、市施設での障がい者アート作品の展示を行いました。

#### ③ 芸術に親しみ触れる機会の拡充

市民が日常的に文化芸術に親しみ触れられる機会の拡充をめざし、平成 2（1990）年度より市の収蔵作品を紹介する「市川市収蔵作品展」を継続的に開催しているほか、平成 11（1999）年度よりゆかりの文化人や芸術家の顕彰や紹介をする「市川の文化人展」を概ね年 1 回継続開催しています。

「市川市芸術祭・文化祭」では美術・写真などの展示や交響楽・合唱、生活文化に関する催しなど 27

行事（令和7（2025）年度実績）を文化芸術団体と市が共催で行い、鑑賞や実践の機会を拡充してきました。今後は参加団体や内容が固定化しつつある「市川市芸術祭・文化祭」の見直しや、「いちかわデジタルミュージアム」については掲載作品等をさらに増やし拡充していくことにより、地域文化資産のさらなる活用を推進していくことが課題です。

#### ④ 文化振興に係る人材の育成・確保

若手芸術家等の創作・発表の場をつくるため、商店街に公募アーティストが考案した暖簾を飾る「KUGURU展」、アーティスト・イン・レジデンス「Nakayama AIR」、千葉県誕生150周年記念事業の一環として現代アートの展覧会等を実施したほか、令和2（2020）年の新型コロナウイルス感染症拡大時には「市川市文化芸術活動緊急支援給付金」を交付しました。文化振興財団による「新人演奏家コンクール」「いちかわ未来の画家コンクール」の開催や「いちかわアーティストバンク」の実施を通じ、若手芸術家等の発掘や活動の支援を行っています。

#### ⑤ 市民の自主的な文化活動に対する支援体制の充実

文化振興財団が行う市民文化サポーター事業では、さまざまな分野で市民が企画した催しを文化振興財団と協働で実施することで文化芸術を通じた交流の促進を図っています。今後は「いちかわアーティストバンク」の更なる有効活用、市民文化サポーター事業におけるサポーター育成が課題として挙げられます。

### 【基本方針4】文化情報の発信と文化交流の促進

#### ① 文化活動を支援する情報ネットワークの構築

市民が手軽に文化情報を得られるよう、インターネット等の活用による環境整備を進めてきました。具体的には、市公式Webサイトでの歴史・文化情報や街歩きマップの掲載をはじめ、文化財課、考古博物館・歴史博物館、図書館のWebサイトにおける資料紹介、文化振興財団によるメールマガジンやSNSの定期的な情報発信など、地域や各施設において多角的な取り組みを展開しています。一方で、膨大な収集資料の整理に時間を要しており、各施設や学校とのデータベースの共有など情報ネットワークの構築には課題が残っています。

また、市内の大学の協力を得て「いちかわ市民アカデミー講座」を開催し、市内在住・在学・在勤の方に、充実した学習環境のなかで社会の諸問題や生活向上のための新しい知識を学べる機会を提供してきましたが、リピーターが多く、新規受講者層を広げていくことが課題です。

## ② 市川の個性や魅力の情報発信

情報発信について、市民アンケートでは「普段、文化・芸術に関する情報をどこから入手するか」という質問に対し、「インターネット・SNS」が最も多い回答となりました。これまでも「広報いちかわ」や市公式 Web サイトを中心に紙媒体及び電子媒体で幅広く行ってきましたが、この結果を踏まえインターネットや SNS をより一層活用し、多くの市民の目に触れるよう工夫を凝らした情報発信の強化が求められます。

## ③ 国際交流と国際理解の促進

姉妹・友好都市をはじめとする海外都市との交流や、「多文化共生出前講座」等を継続的に実施してきました。また、市民団体が主催する海外の食文化や伝統衣装等を紹介する国際交流イベントの開催についても長年支援してきました。一方で、市川市の在住外国人は年々増加し多国籍化が進んでいるため、文化施設の案内板やパンフレット等においては、やさしい日本語の活用や視覚的な工夫を取り入れるなど、外国人を含めだれもが理解できるような情報発信を行うことが課題です。

## ④ 人権を尊重する社会、男女共同参画社会の形成

人権の尊重・男女共同参画社会については、人権尊重等啓発イベントや、女性の就業促進や男性の家庭参画促進、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ることを目的とした講座や講演会を実施してきました。今後も、社会情勢の変化を踏まえたテーマを取り上げ、市民のニーズに即したイベントや講座を開催するとともに、オンライン参加や情報発信ツールの工夫を凝らし、現在参加が少ない若年層への啓発を図っていく必要があります。

### 【基本方針 5】 魅力を高め交流を深める街づくりの推進

#### ① 市川を特徴づける景観の保全とルールづくり

市街地に残された貴重な巨木やクロマツ等の樹木の所有者との間で協定を締結し、良好な状態に維持するための費用の一部を補助金として交付しています。また各地域において景観上重要な建造物等を評価し、その保全を進めるとともに、地域の文化や景観に配慮した取り組みを表彰することで、市川を特徴づける景観の保全を推進してきました。

#### ② 文化の視点を組み入れた身近な公共空間の環境整備

駅前や公園等公共の空間にパブリックアートの設置を行いました。また、高齢者の外出促進を目的としたゴールドシニア事業（チケット 75）を実施し、身近に文化・芸術に触れる機会を創出したほか、住民参加による身近な公園の清掃活動や、「いちかわオープンガーデン」を開催しています。

中山地区では、地元住民と市が協働で、寺町としての風情を醸し出す、賑わいのある商店街と落ち着いた緑豊かな寺院や住宅の景観づくりを進めているほか、建築物等の修景や「中山のおひなまつり」の開催、参道へのあじさいの植栽などさまざまな活動を行っています。

課題としては、公共施設等の老朽化対策のほか、パブリックアートの設置場所や設置後の維持管理についての検討が挙げられます。

### ③ 地域の文化活動と連携した個性的な街づくりの推進

イベントの開催や共催、後援による地域文化活動と街づくりの連携、地域主催イベントへの補助金交付を行いました。

令和2(2020)年～3(2021)年に行った「KUGURU展」は、現在は有志が実行委員会を結成し、市民主体のイベントとして継続開催しています。令和3(2021)年度に実施したアーティスト・イン・レジデンス「Nakayama AIR」では、公募アーティストが空き店舗を利用したアトリエで滞在制作やワークショップを行うことにより地域の方々と交流が生まれたほか、成果物である現代アート作品の展示を法華経寺で行うなど、初めての試みとなりました。

平成11(1999)年から18年間にわたり行った「街回遊展」は、地域の有志の方に引き継がれていますが、商店街の衰退や解散、中心メンバーの高齢化や担い手不足により、イベントの開催が難しくなっていることが課題として挙げられます。また、まち並み景観に対する市民の関心度の向上も課題です。

#### 【リーディングプログラム】

「市川市文化振興ビジョン(第1次)」では、上述した5つの基本方針を具体化し牽引していくため、「街かどミュージアム構想」の展開をリーディングプログラムとして定め、「民間の『街かどミュージアム』の登録の推進」「『街回遊展』の全市的な展開」「地域の『(仮称)文化の街かど・まちづくり計画』策定の推進」「『街かどミュージアム』の拠点と情報ネットワークの整備」の4つの項目について施策を進めてきました。その結果、市川市独自の取り組みである「街かどミュージアム構想」により多くの文化施設が整備され、それらを「街かどミュージアム」として活用しています。具体的には、市に寄贈された民家等をギャラリーに改修し、地域の文化活動拠点として展示や地域の特色を活かしたイベントを行うことで、市内外に市川市の文化・芸術活動を発信することにつながっています。『街回遊展』の全市的な展開では、街歩きを通じた地域文化や街の魅力の再発見や、文化芸術を通じ多くの人々との交流を図ることを目的とした「街回遊展」の市内全域での実施(平成11(1999)年～28(2016)年まで18年間継続)が実績として挙げられます。また『街かどミュージアム』の拠点と情報ネットワークの整備については、市民の方々と意見交換を行い、街回遊のための

案内板や「文化の街かど回遊マップ」、地域の Web サイトを作成しました。一方、「民間の街かどミュージアムの登録の推進」「地域の（仮称）文化の街かど・まちづくり計画策定の推進」については、事業者や地域住民との連携、情報共有・発信について課題が残りました。

#### 4. 第2次市川市文化振興ビジョンの位置付けと目的

「第2次市川市文化振興ビジョン」は、「市川市総合計画 2050」を上位計画とし、2050年度を目標年次とする文化振興に係る中長期的プランと位置づけられます。また今後、5年単位の実施計画を策定しその検証を行うことで、ビジョンの実現に向けた精度を高めていきます。「市川市総合計画 2050」では、基本構想の5つの基本目標にある「誰もが自分らしく豊かに暮らせるまちづくり」「多彩な文化と活気が織りなす魅力あふれるまちづくり」に紐づいて、基本計画において文化・芸術に関する計画が策定されています。施策の目標として、身近に文化・芸術に触れることができる「文化都市」の継承・発展をめざすことを掲げ、そのために、「(1) 文化・芸術に触れる機会の拡充」「(2) 文化・芸術活動への支援」を主な取り組みの方向性として定めています。具体的には、「文化・芸術行事の振興」「文化施設における美術作品や文化資料などの展示」「デジタルアーカイブなどを活用した文化・芸術情報の効果的な発信」「文化施設の整備・充実」「市民・事業者・各種団体との連携拡大」「市立近現代美術館の開設に向けた検討」「文化・芸術団体の連携拡大・ネットワークの強化支援」「文化・芸術活動や成果発表の場の充実」「若手アーティストなどの創作活動の支援、拠点整備」が挙げられます。このほか基本計画を推進するにあたり、具体的な行財政運営の取り組みとして、「デジタルの活用」「多様な主体との連携」「近隣自治体との連携」「人材の育成・確保」などを定めており、「第2次市川市文化振興ビジョン」においても重要な視点と考えています。

「第2次市川市文化振興ビジョン」では、「市川市総合計画 2050」を踏まえ、文化都市の継承に必要な「地域を彩る文化資源の発掘・保全、活用、継承」のほか、「だれもが文化芸術を楽しめる環境整備」や「未来へつなぐ 次世代の担い手と活動の支援」を基本方針とすることで、「ともに育む 文化が息づき多彩な感性が輝くまち」をめざしていきます。また市が策定する主な行政計画の関連分野に関する事項との整合性を図ることとします。

##### 【関連する主な行政計画】

##### ① 市川市都市計画マスタープラン（令和7（2025）年度改定）

市川市の都市計画に関する基本的な方針を示したものです。全体構想のなかで、歴史・文化的な資源を適切に保全し、また地域の魅力として生かすことで、身近に歴史・文化を感じることができる景観形成を進めることとしています。

**② 市川市景観基本計画（平成16（2004）年度策定）**

市川市の景観まちづくりの基本的な目標となる計画で、基本目標に、歴史・文化的な資源を生かし、風情ある個性的なまち並みの景観形成や、歴史・文化的な資源を結ぶ物語性のあるネットワークづくりなどを挙げています。歴史・文化的資源を今の暮らしに生かしながら、歴史と文化の薫り高い都市の景観まちづくりを進めるとしています。

**③ 第三次市川市環境基本計画（令和2（2020）年度策定）**

市川市の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める計画で、基本目標として、「みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ」を掲げ、巨木・クロマツの保全などを通じた良好な景観の保全・形成をめざすとしています。

**④ 第二次生物多様性いちかわ戦略（令和7（2025）年度 策定）**

市川市の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本事項を示したものです。

基本戦略2において「豊かな文化と景観の保全・創出（文化と文化をつなげる）」を掲げ、豊かな暮らしを支え育んできた文化や地域の自然に根差した多様な景観を守るとしています。また基本戦略4において「生物多様性の持続可能な利用（自然と文化と人をつなげる）」を掲げ、生物多様性の持続可能な利用による活発な経済活動を進めるとしています。

**⑤ 市川市観光振興ビジョン（令和3（2021）年度策定）**

観光分野における中長期的な目標となるビジョンで、基本方針として、地域ごとの魅力磨き上げと市川ブランドの確立をめざすことを掲げ、観光資源の例に、歴史、文化、歴史的建造物などを挙げています。

**⑥ 市川市みどりの基本計画（平成15（2003）年度策定）**

市川市の緑地の保全や緑化の推進に関する措置に総合的かつ計画的に取り組む計画で、社寺林、屋敷林、遺跡等は地域の歴史風土・文化を伝える景観要素として保全・育成に努めるとしています。

**⑦ 市川市総合交通計画（平成26（2014）年度改定）**

各交通機関に関わる施設の整備や交通サービスの提供等、ハード・ソフトが一体となった総合的な交通体系を構築するため、施策を総合的、一体的、効率的に考えた長期計画です。

⑧ ウィズプラン（市川市男女共同参画基本計画）（令和7（2025）年度改定）

すべての市民が互いに人権を尊重し、男女が共に様々な分野で活躍と参画をしていける社会づくりを目的とした、男女共同参画社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。なお、個別課題の一つに「多様性を認め合う社会の実現」を挙げ、外国人を含めたすべての人がいきいきと暮らせる社会を目標としております。

以上のように、文化は各計画の中で目標に掲げられ、住み続けたいまちを次世代へ引き継いでいくための重要な要素ととらえられています。なお、「市川市文化振興ビジョン（第1次）」では、衣食住をはじめ技術・学問・芸術・宗教・政治など生活形成の様式と内容を含めた「生き方や暮らしの全て」を扱っていましたが、「第2次市川市文化振興ビジョン」では「文化芸術基本法」の趣旨を踏まえ、以下のものを基本とします。なお、既に条例、計画等があるものは、既存の方針に基づき各施策を推進します。

【文化芸術基本法による文化芸術の対象】

芸 術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション、コンピューターその他の電子機器等を利用した芸術
伝 統 芸 能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸 能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く）
生 活 文 化	茶道、華道、書道、食文化、その他の生活に係る文化
国 民 娯 楽	囲碁、将棋、その他の国民的娯楽
出 版 物 等	出版物及びレコード等
文 化 財 等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
郷 土 芸 能	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

※〔参考〕「文化芸術基本法」第8条～第14条